

けやき大通り再生検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 JR和歌山駅から和歌山城方面に向かう道路である「けやき大通り」(県道 和歌山停車場線)について、和歌山市のメインストリートとして魅力あふれる道路とするため、新たな道路空間の利用のあり方を検討することを目的に「和歌山県けやき大通り再生検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、けやき大通りの道路空間の創造、まちづくりに関して、関係する各分野において見識と経験を有する者、地元の代表者の中から知事が依頼する委員をもって構成する。

2 委員会に委員長、副委員長を置く。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、知事が招集し委員長が主宰する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(その他)

第4条 この要綱で定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(事務局)

第5条 委員会の庶務等を行う事務局は、県土整備部道路局道路政策課に置く。

附 則

この要綱は、平成 22年 6月 30日から施行する。